

[事案 2022-209] 契約解除取消等請求

・令和5年4月28日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約を解除されたこと等を不服として、契約解除の取消しおよび入院・手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年2月に人工股関節置換術を受けたため、令和3年6月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、調査会社による調査が行われた結果、告知義務違反により契約が解除され、入院・手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、入院・手術給付金を支払ってほしい。

- (1)令和2年5月に、犬の散歩中に転倒してA病院を受診したところ、左股関節捻挫と診断され、転院したB病院でも、「捻挫みたいなものですね」と言われ、いずれの病院でも、左変形性股関節症と告げられたことはない。初めて左変形性股関節症と病名告知を受けたのは、契約後の令和3年12月に受診したC病院である。自分は、この認識どおりに左股関節捻挫を告知しており、告知義務に違反していない。
- (2)右変形性膝関節症の診療を受けたのは、令和2年1月の1度だけで、初診日から終診日まで7日以上期間の診察は受けていないことから、右変形性膝関節症は告知の対象にはならない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)B病院の回答書には、初診日に、左変形性股関節症、左股関節捻挫と診断し、申立人に対し病名告知したとの記載がある。また、同回答書には、既往歴として、右変形性膝関節症の記載があり、申立人は、令和2年1月に右変形性膝関節症、同年8月に左変形性股関節症・左股関節捻挫の診断を受け、病名告知されたことが認められる。
- (2)B病院では、X線撮影検査結果を元に、左変形性股関節症との診断がされており、医師が、検査結果を患者本人に伝えていないということは考えられない。また、B病院へ問い合わせたところ、医師から、申立人にも病名を伝えたはずとの回答があったことから、申立人には左変形性股関節症の認識があったものと認定でき、病名の不告知には故意または重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反を理由とした契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。